

静岡県告示第 277 号

静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）第 22 条の規定に基づき、高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

静岡県知事 川 勝 平 太

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、勤労青少年の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、県立高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する有職生徒及び就労困難者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

- (1) この要綱において「教科書」とは、文部科学大臣検定済教科書及び文部科学省著作教科書をいうものとする。
- (2) この要綱において「学習書」とは、通信制の課程の履修において教科書と併せて使用する図書をいうものとする。ただし、参考書は含まないものとする。
- (3) この要綱において「教科書等」とは、教科書及び学習書をいうものとする。
- (4) この要綱において「夜食費」とは、県立学校の定時制の課程（夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）に限る。）において、授業日等の夕食時に、教育を受ける生徒に対し実施される給食に係る物資購入経費のうち、生徒の負担すべき経費をいう。
- (5) この要綱において「有職生徒」とは、当該年度に 90 日以上定職、パート又はアルバイトに従事している者とする。
- (6) この要綱において「定職」とは、一定の長期にわたる職業を持ち、その収入によって本人若しくは家族の生活の全部若しくは一部を賄っている場合（自家営業等に従事する場合を含む。）又は専ら家事に従事している場合をいうものとする。
- (7) この要綱において「パート又はアルバイト」とは、「定職」の定義にあてはまらない就労形態をいうものとする。
- (8) この要綱において「就労困難者」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 疾病等により職に就くことができない者
 - イ 心身に障害があり、職に就くことができない者
 - ウ 罹災により経済的に修学が困難な者
 - エ 職に就く意思はあるが、職がなく求職中の者
 - オ その他やむを得ない理由により職に就くことができない者

第 3 補助の対象及び補助額

別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 交付の申請

(1) 書類の提出

補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に示す書類を知事に提出するものとする。

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 身上調書（様式第 2 号）
- ウ 課税に係る事実を確認できる書類又は授業料減免決定通知書の写し
- エ 別表 2 に掲げる証明書類
- オ 教科書等を購入した領収証（書店等の発行で、教科書等の内訳金額等がわかるもの）
- カ 購入教科書等明細書（様式第 8 号）（オに掲げる領収証の内訳の記載が不十分な場合のみ。）
- キ 夜食喫食数証明書類

(2) 申請期限

ア 教科書等購入費

当該教科書等を使用した年度の 3 月 31 日まで

イ 夜食費

当該夜食を喫食した年度の 3 月 31 日まで

(3) 申請方法

補助金の交付申請は複数回に分けての提出も認める。2 回目以降の提出について、状況に変化がない場合は(1)イからエまでの書類は省略できるものとする。

第 5 請求の手続

(1) 請求書の提出

補助金の交付確定の通知を受理した申請者は、請求書（様式第 12 号）を知事に提出するものとする。

(2) 請求期限

補助金の交付確定の通知を受領した日から起算して 7 日を経過する日まで

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第3 関係)

補助の対象		経費	補助額	備考
事業区分	対象者			
教科書等購入費補助金	<p>有職生徒及び就労困難者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則 (昭和 50 年静岡県規則第 2 号) 第 2 条第 2 号に規定する基準に該当する者</p> <p>(2) 静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例 (昭和 38 年静岡県条例第 23 号) 第 8 条の規定により授業料の減免を認められた者</p>	<p>補助対象者が、在学する県立高等学校の教育課程の履修 (県立高等学校の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程に卒業を目的として在学する有職生徒又は就労困難者にあつては、入学後 2 年目は 14 単位以上、3 年目以降は 28 単位以上の修得者であり、かつ、当該年度において 2 以上の教科・科目を履修する場合をいう。以下同じ。) に必要な教科書等 (定時制課程の本科に在学する生徒が、その教育課程を 3 年で修了するために通信制の単位を併修する場合に必要となる教科書等を含む。) の購入に要した経費とする。ただし、前年度以前の履修のために購入した教科書等の購入に要した経費は除くものとする。</p>	<p>左に掲げる経費</p>	<p>生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 17 条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付される者を除く。</p>
夜食費補助金	<p>免を認められた者</p>	<p>補助対象者が、在学する県立高等学校の授業日等の夕食時に、当該夜間課程において教育を受ける生徒に対し実施される給食の喫食に要する経費とする。ただし、前年度以前の経費は除くものとする。</p>	<p>左に掲げる経費。ただし、知事が別に定める単価に喫食数を乗じた額を上限とする。</p>	

別表 2 (第 4 関係)

区 分	証明書類
定職に就いている者 (自家営業等に従事している者を除く。)	勤務証明書 (様式第 3 号) 又は雇用主が発行する証明書等
定職に就いている者 (自家営業等に従事している者)	申立書 (様式第 4 号)
専ら家事に従事している者	申立書 (様式第 5 号)
パート又はアルバイトに従事している者	勤務証明書 (様式第 3 号) 又は雇用主が発行する証明書等
疾病等により職に就くことができない者	申立書 (様式第 7 号)
心身に障害があり職に就くことができない者	申立書 (様式第 7 号)
罹災により経済的に修学が困難な者	罹災証明書
職に就く意思はあるが、職がなく求職中の者	求職活動証明書 (様式第 6 号) 又は職業安定所が発行する求職受付票等
その他やむを得ない理由により職に就くことができない者	申立書 (様式第 7 号)

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所
申請者
氏名

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

ただし 教科書等購入費 円
夜食費 円 (月～ 月分)

(添付書類)

- 1 身上調書 (様式第 2 号)
- 2 身上調書に記載された課税に係る事実を確認できる書類 (写し可) 又は授業料減免決定通知書の写し
- 3 有職生徒であること等を証明する書類
- 4 教科書等を購入した領収証 (内訳金額等が分かるもの)
- 5 購入教科書等明細書 (様式第 8 号) (領収証の内訳の記載が不十分な場合のみ)
- 6 夜食喫食数証明書類

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

身 上 調 書

年 月 日現在

続柄	氏 名	年齢	職業 (勤務先又は在学名・学年)	道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額
申請者本人	(年 月 日生)	歳		円
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			

（注）この調書における道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額は、申請者の保護者等についての額を記載すること。

勤 務 証 明 書

静岡県知事 氏 名 様

下記の者について、 年度において 日勤務したことを証明します。
また、在職中である（ 年 月 日退職した）ことを証明します。

記

住所	
氏名	

年 月 日

証明者	住 所
	事業所名
	職 名
	氏 名

印

※証明者は事業所の長又は所属部（課）の長等とする。

※不要字句は抹消すること。

申 立 書

静岡県知事 氏 名 様

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付申請に当たり、今年度
90日以上自家営業に従事していることを申立てます。

年 月 日

申請者	住 所 氏 名
-----	------------

※従事が証明できる書類がある場合は添付すること。

申 立 書

静岡県知事 氏 名 様

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付申請に当たり、今年度
90日以上専ら家事に従事していることを申立てます。

年 月 日

申請者	住 所 氏 名
-----	------------

求 職 活 動 証 明 書

静岡県知事 氏 名 様

下記の者について、求職のために来社（所）したことを証明します。

記

住所	
氏名	
来社（所）年月日	年 月 日

年 月 日

証明者	住 所
	事業所名
	職 名
	氏 名
	印

※証明者は事業所の長又は人事担当部（課）の長等とする。

申 立 書

静岡県知事 氏 名 様

下記の理由により就労できないことを申立てます。

記

理由 (具体的に記入すること。)	
---------------------	--

年 月 日

申請者	住 所 氏 名
-----	------------

様式第 8 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

購 入 教 科 書 等 明 細 書

氏名 _____

科目	発行者 の略称	教科書の 記号番号	書名	金額
計				

※教科書のうち学校設定科目の使用する教科用図書として教育委員会に届け出た図書及び学習書については、発行者の略称欄に発行者名を記入することとし、教科書の記号番号欄の記載は要しない。

様式第9号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

口座振込依頼書
(委任状)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

郵便番号

住 所

申請者 (フリガナ)

氏 名

電話番号 ()

下記のとおり高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の口座振込を依頼します。(高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

記

振込先口座	振込先金融機関名	※1 銀行 店 金庫 出張所 農協 所
	預金種別	※2 普通預金
	預貯金口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※1 正確な金融機関名を記入の上、該当するものを○で囲んでください。

※2 預金種別が普通預金であることを確認の上、○で囲んでください。

様式第 10 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

交付申請者 様

静岡県知事 氏 名

補助金の交付について (決定及び確定)

年 月 日付けで申請があった高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付について、下記のとおり決定し、確定します。

記

交付額 円

ただし 教科書等購入費 円
夜食費 円 (月～ 月分)

様式第 11 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

交付申請者 様

静岡県知事 氏 名

補助金の交付決定を行わない旨の通知書

年 月 日付けで申請があった高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付決定については、下記の理由によりこれを行わないこととしたので、通知します。

記

理由

様式第 12 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

氏名